

利用に必要な手続きについて

誰でも通園利用までの流れ

- 1 草津市電子申請サービスから「乳児等支援給付認定」の申請
- 2 総合支援システムにこどもの情報の入力
- 3 総合支援システムから利用希望施設に初回面談を予約



草津市

審査後、草津市から誰でも通園「総合支援システム」のアカウントを発行します。



子ども(誰)でも通園制度

食事・アレルギー
病気・予防接種・発育情報
緊急連絡先など
保育に必要な基本情報を登録
いただけます。



子ども(誰)でも通園制度

システムからの予約後、
各施設より日程調整のご
連絡（電話等）を差し
上げます。

①面談の日程調整については、**原則電話**を差し上げます。
(電話が都合悪い場合は申出によりその他の方法でも可)

②利用希望日の2週間前までに面談を受けてください。
(面談日は、原則金曜日とします)

③面談にお越しいただき、利用日を確定します。
(利用日に必要なものなどを案内します)

④利用開始時間までに発達支援センター湖の子園までお越しください。
(利用開始時に利用料金をお支払いください (QR決済))



保育の実施

⑤利用終了時間までに発達支援センター湖の子園までお迎えにきてください。

令和8年度の認定申請は令和8年2月中に開始予定です。

草津市電子申請サービス「乳児等支援給付認定申請（仮称）」（令和8年2月中公開予定）より、申請をしてください。

認定が完了次第、誰でも通園総合支援システムのアカウント登録及び乳児等支援給付認定証を発行します。